

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u> （中略） Ⅲ－２－６ <u>本人確認</u>、疑わしい取引の届出義務…………… 56 （中略） <u>Ⅸ. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</u> （中略） Ⅸ－１－３ <u>本人確認</u>、疑わしい取引の届出義務…………… 268 （中略） Ⅲ－２－６ <u>本人確認</u>、疑わしい取引の届出義務 市場の仲介者等として重要な役割を果たしている金融商品取引業者が、例えば総会屋利益供与事件等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならないことである。 金融商品取引業者が、組織的犯罪、資金洗浄（マネー・ローンダリング）、テロリズムへの資金供与に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要がある。 特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく本人確認及び「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融・資本市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。 （１）主な着眼点 犯収法に基づく本人確認及び「疑わしい取引の届出」の実施態勢については、以下のような点に留意して検証することとする。 ① 犯収法に基づく本人確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ. 社内規則等において、本人確認を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。 特に、以下の点について明確化することが考えられる。 ａ. 本人確認を実施する担当部署、責任者とその役割	<u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u> （中略） Ⅲ－２－６ <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出義務…………… 56 （中略） <u>Ⅸ. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</u> （中略） Ⅸ－１－３ <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出義務…………… 268 （中略） Ⅲ－２－６ <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出義務 市場の仲介者等として重要な役割を果たしている金融商品取引業者が、例えば総会屋利益供与事件等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならないことである。 金融商品取引業者が、組織的犯罪、資金洗浄（マネー・ローンダリング）、テロ資金供与に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要がある。 特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融・資本市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。 （１）主な着眼点 犯収法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出の実施態勢については、以下のような点に留意して検証することとする。 ① 犯収法に基づく取引時確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ. 社内規則等において、取引時確認を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。 特に、以下の点について明確化することが考えられる。 ａ. 取引時確認を実施する担当部署、責任者とその役割

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
b. 担当部署が行った<u>本人確認</u>の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における<u>本人確認</u>事務を統括する部署、責任者（当該業務に関する社内的な最終判断を行う者を含む。）とその役割 c. 上記 a、b の部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。） d. 顧客の<u>本人確認</u>に関する記録及び顧客との取引に係る記録の適時・適切な作成・保存 ロ. <u>本人確認</u>を行うに当たって、顧客の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。顧客に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。 また、顧客から取得した<u>本人確認情報</u>については、顧客取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。 例えば、顧客の属性を把握するために講じる措置としては、以下の方法が考えられる。 a. 電話番号又は電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを定期的に行い、それらのうち、住所や姓の異なる顧客口座、暗証番号が同一の顧客口座を抽出する等の方法を行った上で、当該顧客の取引実態の把握や顧客本人への連絡等により、取引の相手方が本人であることを確認する。 b. 住所等の<u>本人確認情報</u>の変更に関して、例えば、変更等が生じた場合は金融商品取引業者に連絡が必要であること等を顧客に対して定期的に周知する等の方法により適時把握する。 ハ. 社内規則等において、顧客受入方針が適切に定められているか。 また、<u>本人確認</u>手続きの実施などを通じて把握された顧客の属性などに関して、顧客受入方針が的確に適用されているか。 二. <u>金融商品取引業者が過去に取得した本人確認情報についての信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出</u>	b. 担当部署が行った<u>取引時確認</u>の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における<u>取引時確認</u>事務を統括する部署、責任者（当該業務に関する社内的な最終判断を行う者を含む。）とその役割 c. 上記 a、b の部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。） d. 顧客の<u>取引時確認</u>に関する記録及び顧客との取引に係る記録の適時・適切な作成・保存 ロ. <u>取引時確認</u>を行うに当たって、顧客の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。顧客に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。 また、顧客から取得した<u>取引時確認情報</u>については、顧客取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。 例えば、顧客の属性を把握するために講じる措置としては、以下の方法が考えられる。 a. 電話番号又は電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを定期的に行い、それらのうち、住所や姓の異なる顧客口座、暗証番号が同一の顧客口座を抽出する等の方法を行った上で、当該顧客の取引実態の把握や顧客本人への連絡等により、取引の相手方が本人であることを確認する。 b. 住所等の<u>取引時確認情報</u>の変更に関して、例えば、変更等が生じた場合は金融商品取引業者に連絡が必要であること等を顧客に対して定期的に周知する等の方法により適時把握する。 ハ. 社内規則等において、顧客受入方針が適切に定められているか。 また、<u>取引時確認</u>手続きの実施などを通じて把握された顧客の属性などに関して、顧客受入方針が的確に適用されているか。 二. <u>下記 a. ～ c. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受け</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>を求める等、顧客の本人確認について再確認が行われているか。</u> ホ. 顧客の<u>本人確認</u>に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。 ヘ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。 ト. 役職員に対して、<u>本人確認</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。 チ. <u>本人確認</u>の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。 ② 犯収法に基づく「<u>疑わしい取引の届出</u>」を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ. 社内規則等において、「<u>疑わしい取引の届出</u>」を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。 特に、以下の点について明確化することが考えられる。 a. 「<u>疑わしい取引</u>」を把握する部署、責任者とその役割 b. 上記イにおいて把握された「<u>疑わしい取引</u>」の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における「<u>疑わしい取引</u>	<u>る等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行っているか。</u> a. <u>取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</u> b. <u>関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u> c. <u>犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u> ホ. 顧客の<u>取引時確認</u>に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。 ヘ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。 ト. 役職員に対して、<u>取引時確認</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。 チ. <u>取引時確認</u>の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。 ② 犯収法に基づく<u>疑わしい取引の届出</u>を的確に実施するための態勢が整備されているか。 イ. 社内規則等において、<u>疑わしい取引の届出</u>を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。 特に、以下の点について明確化することが考えられる。 a. <u>疑わしい取引</u>を把握する部署、責任者とその役割 b. 上記イにおいて把握された<u>疑わしい取引</u>の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における<u>疑わしい取引</u>の把

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
引」の把握を統括する部署、責任者（当該届出に関する社内的な最終判断を行う者を含む。）とその役割 ｃ．上記 a、b の部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。） ロ．「<u>疑わしい取引</u>」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。 ハ．「<u>疑わしい取引の届出</u>」に該当するか否かの判断を行うに当たって、金融商品取引業者が取得した<u>本人確認情報</u>、取引時の状況その他金融商品取引業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。 （注）金融商品取引業者において、「<u>疑わしい取引</u>」の端緒となる情報の蓄積や形式的な基準を設けることも有用な手段として考えられるが、定型的な社内基準を設ける場合は、当該基準のみに依拠し、届出が形骸化することを防止するため、各取引の態様等を総合的に判断するための措置を講じることが望ましい。 二．「<u>疑わしい取引</u>」の判断に当たって、金融商品取引業者の業務内容、業容、顧客の属性が考慮されているか。 考慮すべき顧客の属性としては、国籍（例：FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、公的地位（politically exposed persons）、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等の取引態様、国内外の取引の別が考えられる。 ホ．役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。 ヘ．役職員に対して、「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。当該研修等の機会を捉えて、「<u>疑わしい取引の届出</u>」に該当する可能性がある事例や金融商品取引業者が過去に届出を行った事例等について、「疑わしい取引の参考事例」（金融庁ホームページ参照）も参考にし、研修資料等として活用することも、役職員の理解の促進のために有用と考えられる。	握を統括する部署、責任者（当該届出に関する社内的な最終判断を行う者を含む。）とその役割 ｃ．上記 a、b の部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。） ロ．<u>疑わしい取引</u>に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。 ハ．<u>疑わしい取引の届出</u>に該当するか否かの判断を行うに当たって、金融商品取引業者が取得した<u>取引時確認情報</u>、取引時の状況その他金融商品取引業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。 （注）金融商品取引業者において、<u>疑わしい取引</u>の端緒となる情報の蓄積や形式的な基準を設けることも有用な手段として考えられるが、定型的な社内基準を設ける場合は、当該基準のみに依拠し、届出が形骸化することを防止するため、各取引の態様等を総合的に判断するための措置を講じることが望ましい。 二．<u>疑わしい取引</u>の判断に当たって、金融商品取引業者の業務内容、業容、顧客の属性が考慮されているか。 考慮すべき顧客の属性としては、国籍（例：FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、公的地位（politically exposed persons）、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等の取引態様、国内外の取引の別が考えられる。 ホ．役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。 ヘ．役職員に対して、<u>疑わしい取引の届出</u>に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。当該研修等の機会を捉えて、<u>疑わしい取引の届出</u>に該当する可能性がある事例や金融商品取引業者が過去に届出を行った事例等について、「疑わしい取引の参考事例」（金融庁ホームページ参照）も参考にし、研修資料等として活用することも、役職員の理解の促進のために有用と考えられる。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。 ト. 「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。 ③ <u>本人確認</u>と「<u>疑わしい取引の届出</u>」が相互に関連性を有していることを十分に認識し、<u>本人確認</u>の的確な実施により顧客の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び顧客の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、「<u>疑わしい取引の届出</u>」が行われるよう、一体的、一元的な社内態勢等が構築されているか。 （新設）	また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。 ト. <u>疑わしい取引の届出</u>に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。 ③ <u>取引時確認</u>と<u>疑わしい取引の届出</u>が相互に関連性を有していることを十分に認識し、<u>取引時確認</u>の的確な実施により顧客の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び顧客の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、<u>疑わしい取引の届出</u>が行われるよう、一体的、一元的な社内態勢等が構築されているか。 ④ <u>海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</u> イ. <u>海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同様に、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか。</u> <u>（注）特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同様の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</u> ロ. <u>現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。</u> ハ. <u>適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同様の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供するよう努めているか。</u> ・ <u>当該国・地域</u> ・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由</u> ・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(2) 監督手法・対応 日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の本人確認義務又は疑わしい取引の届出義務の履行に関する内部管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。 (中略) IV－4－2 承認及び届出等 IV－4－2－1 認可 (略) ① (略) ② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。 イ. 内部管理 当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。 a. (略) b. 当該業務において<u>顧客の本人確認を行う方法が確立していること</u>。 c. ～ e. (略) ロ. ～ 二. (略) ③・④ (略)	(2) 監督手法・対応 日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の取引時確認義務又は疑わしい取引の届出義務の履行に関する内部管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。 (中略) IV－4－2 承認及び届出等 IV－4－2－1 認可 (略) ① (略) ② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。 イ. 内部管理 当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。 a. (略) b. 当該業務において<u>犯収法に基づく取引時確認を的確に実施する方法が確立していること</u>。 c. ～ e. (略) ロ. ～ 二. (略) ③・④ (略)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(中略) Ⅷ－１ 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－２－６（１）②、Ⅲ－２－８（３）<u>及び</u>Ⅲ－２－９を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（４）<u>及び</u>Ⅳ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）から（３）まで、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４及びⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅵ－２及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 (中略) Ⅸ－１－３ <u>本人確認</u>、疑わしい取引の届出義務 適格機関投資家等特例業者の<u>本人確認</u>、疑わしい取引の届出については、Ⅲ－２－６に準ずるものとする。 (中略) Ⅺ－１ 業務の適切性（金融商品仲介業者） 金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－５－２、Ⅲ－２－５－３<u>及び</u>Ⅲ－２－６（１）②を除く。）、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（２）、Ⅳ－３－１－３（１）及び（２）<u>並びに</u>Ⅳ－３－１－６を除く。）<u>並びに</u>Ⅳ－３－３－２（３）及び（６）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。 (以下略)	(中略) Ⅷ－１ 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－２－６（１）②<u>及び</u>④、Ⅲ－２－８（３）<u>並びに</u>Ⅲ－２－９を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（４）<u>及び</u>Ⅳ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）から（３）まで、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４及びⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅵ－２及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 (中略) Ⅸ－１－３ <u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出義務 適格機関投資家等特例業者の<u>取引時確認</u>、疑わしい取引の届出については、Ⅲ－２－６に準ずるものとする。 (中略) Ⅺ－１ 業務の適切性（金融商品仲介業者） 金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－５－２、Ⅲ－２－５－３<u>並びに</u>Ⅲ－２－６（１）②<u>及び</u>④を除く。）、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（２）、Ⅳ－３－１－３（１）及び（２）<u>並びに</u>Ⅳ－３－１－６を除く。）<u>並びに</u>Ⅳ－３－３－２（３）及び（６）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。 (以下略)